

## 栄養機能食品の表示の基準の見直しについて

### 1. 経緯

- 栄養機能食品（栄養素の機能を表示する食品）の表示の基準のうち、栄養素含有量の基準（上限値及び下限値）については、第6次改定栄養所要量（以下、単に「栄養所要量」という。）を基に定めたものである。
- 今般、栄養所要量の位置づけ、定義等が全面的に見直され、新しく「日本人の食事摂取基準（2005年版）」が策定されたことに伴い、栄養機能食品の下限値及び上限値の見直しを行う。

### 2. 栄養所要量及び食事摂取基準の概要

- 栄養所要量及び食事摂取基準は、栄養素ごとに性・年齢階級別に設定されるもので、原則として、
  - ① 推定平均必要量（実測値をもとに推定した日本人の必要量の平均値で、当該性・年齢階級に属する人々の50%が必要量を満たすと推定される数値）
  - ② 推奨量（日本人の必要量の平均値に標準偏差の2倍を加えたもので、当該性・年齢階級に属する人々の約98%が必要量を満たすと推定される数値）の2つの数値がセットで定められる。
- 一方、栄養素が食品成分表にない等の理由により必要量の測定ができず、実測値をもとに推定する①推定平均必要量及び②推奨量の数値が定められないものがあり、①推定平均必要量及び②推奨量に代わる数値として
  - ③ 目安量（ある性・年齢階級に属する人々が良好な栄養状態を維持するのに十分な量）
 を設定している。これは、健康な集団の摂取量の中央値をあてている。

### 3. 調査会・部会での検討結果

- (1) 栄養機能食品の下限値の見直しに先立って必要な整理
- 栄養所要量及び食事摂取基準の中心概念である①推定平均必要量・②推奨量については、栄養指導や食品表示においてどちらを用いるかという問題があるが、平均的な個人又は集団にとって必要な量（推定値）に基づき当該食品の栄養的な特徴を情報提供することが適当であると考えられることから、①推定平均必要量の数値を用いる。
- ①推定平均必要量・②推奨量がない場合については、これらに比べて科学的根拠はやや低くなるものの③目安量を用いる。

- ①推定平均必要量又は③目安量を食品表示において用いるに当たっては、性・年齢階級別に設定されている数値を一つにまとめる必要があるため、性及び年齢ごとの人口比を踏まえて加重平均をとった。これを栄養素等表示基準値とする。
- (2) 栄養機能食品の下限値及び上限値の見直し
- 栄養機能食品の下限値は、従前の考え方を踏襲すれば栄養素等表示基準値の1／3（1食分相当量）となるが、今回その考え方を再検討したところ、機能表示以外の栄養表示（栄養素の機能を表示せず、単に食品が栄養素を「含む」ことについての表示）に係る基準との整合性、C O D E X等における国際的な議論等を踏まえ、栄養素等表示基準値の30%とすることが適当である。
- 栄養機能食品の上限値については、従前の考え方（過剰摂取による健康障害を起こすことのない最大摂取量として栄養所要量及び食事摂取基準で設定されている量や国民栄養調査等により調査された摂取量、医薬部外品の最大分量等を参考として設定する）を踏襲することとし、食事摂取基準において健康障害を起こすことのない最大摂取量について新たな知見が得られた銅及びナイアシンの基準を再計算した。

平成 17 年 5 月 24 日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
分科会長 吉倉廣殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
新開発食品調査部会  
部会長 田中平三

「日本人の食事摂取基準（2005 年版）」の策定に伴い、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 21 条に規定する栄養機能食品の表示に関する基準を改正することについて

平成 17 年 4 月 21 日付け厚生労働省発食安第 0421002 号により諮問された標記について、新開発食品調査部会において審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので報告する。

(別紙)

「日本人の食事摂取基準（2005年版）」において推定平均必要量が定められている栄養素に関しては、性別及び年齢階層ごとの推定平均必要量について性及び人口比を踏まえて加重平均をとり、栄養素等表示基準値を算出した。推定平均必要量が定められていない栄養素に関しては、目安量を用いて同様に栄養素等表示基準値を算出した。

栄養機能食品の表示の基準のうち、一日摂取日安量の下限値は、機能表示以外の栄養表示に係る基準との整合性、C O D E X 等における国際的な議論等を踏まえ、栄養素等表示基準値の30%とすることが適當である。

栄養機能食品表示の基準のうち、一日摂取日安量の上限値については、従前の考え方（過剰摂取による健康障害を起こすことのない最大摂取量として栄養所要量及び食事摂取基準で設定されている量や国民栄養調査等により調査された摂取量、医薬部外品の最大分量等を参考として設定する）を踏襲することとし、食事摂取基準において健康障害を起こすことのない最大摂取量について新たな知見が得られた銅及びナイアシンの基準を再計算した。

以上を踏まえ、栄養機能食品の表示の基準を次のとおり見直すことが適當である（見直し部分は斜字）。

栄養素		1日当たり摂取日安量 の上限値		1日当たり摂取日安量 の下限値	
		現行	改正案	現行	改正案
カルシウム	mg	600	600	250	<b>210</b>
鉄	mg	10	10	4	<b>2.25</b>
マグネシウム	mg	300	300	80	<b>75</b>
銅	mg	5	<b>6</b>	0.5	<b>0.18</b>
亜鉛	mg	15	15	3	<b>2.10</b>
V A	μgRE	600	600	180	<b>135</b>
V D	μg	5	5	0.9	<b>1.50</b>
V E	mg	150	150	3	<b>2.4</b>
V B 1	mg	25	25	0.3	<b>0.30</b>
V B 2	mg	12	12	0.4	<b>0.33</b>
ナイアシン	mgNE	15	<b>60</b>	5	<b>3.3</b>
V B 6	mg	10	10	0.5	<b>0.30</b>
葉酸	μg	200	200	70	<b>60</b>
V B 12	μg	60	60	0.8	<b>0.60</b>
ビオチン	μg	500	500	10	<b>14</b>
パントテン酸	mg	30	30	2	<b>1.65</b>
V C	mg	1000	1000	35	<b>24</b>

## パブリックコメントにおいて頂いたご意見と厚生労働省の考え方について

- 4月25日の薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会後、パブリックコメントを募集したところ、9件のご意見を頂いた（募集期間4月28日～5月26日）。
- ご意見は大きく分けて以下のようなものであり、次ページ以降に個々の項目ごとに概要と厚生労働省の考え方を示している。
  - ・ 栄養素等表示基準値における名称、算出根拠、考え方、数値等について
  - ・ ナイアシンの上限値について
  - ・ 猶予期間の必要性等について

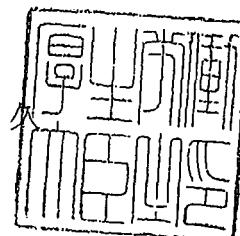
項目	ご意見の概要	当省の考え方
1 栄養素等表示基準値	鉄の量について 鉄については、かなり減少しているが、日本人の摂取量として不足している状況を考えると従来比で-4.5mgの差はいかがなものだろうか。従来と改正案との差についての説明をつけるのが容易でない。	栄養素等表示基準値は、あくまで表示の基準であって摂取を推奨する目安等ではありません。また、差が生じているのは、「日本人の食事摂取基準(2005年版)」における理念等の見直しに伴い、推定平均必要量をもとに算定した結果です。
2 栄養素等表示基準値	今回の改正においては新たに設定されたNRVの日本語名称としては、「栄養素等表示基準値(栄養素等摂取必要量)」、または「栄養素等表示基準値(栄養素等摂取基準量)」などとし、食品の表示においては、消費者により分かりやすいと考えられる「栄養素等摂取必要量」、または「栄養素等摂取基準量」などを使用すべきである。(ほか同旨2件)	栄養素等表示基準値は、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示の基準値であり、各個人の摂取すべき必要量ではなく、基準量でもありません。また、今までの「栄養素等摂取目安量」という名称については、「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の指標の一つに「目安量」があり、紛らわしいことから名称を「栄養素等表示基準値」としました。
3 栄養素等表示基準値	NRVの根拠として従来のRDAからEARに変更するとの案であるが、EARを新たに用いる理由は説得性に欠ける。特に、現在は既に欠乏症がなくなったというが、現実の食生活のあり方や若年層を中心としたファーストフード的な食品の摂取が常態化している現状を考慮すれば、潜在的な栄養素の欠乏症は逆に増加しているのではないだろうか。RDAは今まで広く消費者に理解されており、又、RDAは数値的にもEARよりも多くになっているので今後ともRDAの数値を用いることを希望する。	おっしゃるとおり、不足する人がRDA（推奨量）を目指すことは安心ですが、現実の食生活では、欠乏症もあり過剰症もあり、バラツキがあると考えられます。EAR（推定平均必要量）は過不足を判断する基準になり、RDA（推奨量）は過不足の判断基準となりません。EAR（推定平均必要量）が定められている栄養素については、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示についても、EAR（推定平均必要量）をもとに算定することが適当であると考えられます。
4 栄養素等表示基準値	「栄養素等表示基準値」とは、栄養機能食品における「1日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示成分の栄養所要量に対する割合」の「栄養所要量」と理解してよいか。	ご指摘のとおりです。なお、省令及び告示における該当部分については所要の改正を行う予定です。
5 栄養素等表示基準値	栄養素等表示基準値と、日本人の食事摂取基準(2005年度版)における「推定平均必要量」、「推奨量」、「目安量」の関係を提示してほしい。	平成17年4月25日実施の薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会の報告書を見てください。
6 栄養素等表示基準値	6歳未満の栄養素等表示基準値も、早急に提示してほしい。	栄養素等表示基準値は、あくまで表示の基準であって摂取を推奨する目安量ではありません。栄養素等表示基準値を設定するにあたっては6歳以上の数値を用いて算出いたしましたので、ご意見のような6歳未満の数値は提示いたしません。

7	ナイシン	<p>栄養機能食品の規格基準における1日当たり摂取目安量の上限値(以下、上限値)は、ULを基準に設定されている。一方、今回ULが見直されたナイシンについては、上限値の見直しが図られ、これまで15mgNEであったものが60mgNEへ変更されている。しかし、ナイシンのULは300mgNEであり、栄養摂取量14.8mgNEを差し引いても285.2mgNEである。この際に用いられている数値が医薬部外品の最大分量である60mgNEである。</p> <p>ULは文献等のデータを基に算出された最新の数値であり、この数値よりも過去に設定された医薬部外品最大分量が優先される根拠はないと考え、ナイシンの上限値は300mgNEとすべきであると考える。仮に医薬品との整合性を図るのであれば、医薬部外品の最大分量を改定すべきである。</p>	<p>ULは様々な食品から摂取する量の合計として考えるべきものであり、単一の食品から摂取する量を設定する際、ULより低い医薬部外品の最大分量が定められている場合には、従来より、過剰摂取による健康障害防止の観点から医薬部外品の最大分量を用いることとしています。平成13年2月26日薬事・食品衛生審議会「保健機能食品の表示等について(報告書)」参照。</p>
8	経過措置	猶予期間として2年必要。	ご意見を踏まえて経過措置期間を設定します。
9	その他	<p>いわゆる健康食品(サプリメント等)については、すべての商品の含有栄養素は食事摂取基準の範囲内で設定され、栄養表示されるべき。</p> <p>現在、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品では、含有栄養素の法的な制限がないものもあり、特に輸入食品の場合は高含有のものが見受けられ、その選択は消費者の判断に任せられている。</p> <p>そこで、食事摂取基準の範囲である商品とそうでない商品の差別化を図るために(消費者への適切な情報提供という考え方)、基準の範囲内の商品には、「日本人の食事摂取基準に遵守しています」等の文言を記載するように奨励してはどうか。</p>	今回のパブリックコメント募集に対するご意見ではないと考えます。
10	該当なし	食事摂取基準に対する意見	今回のパブリックコメント募集に対するご意見ではないと考えます。

厚生労働省発食安第0421002号  
平成17年4月21日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井 村 伸 正 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀



諮詢問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条に規定する栄養機能食品の表示に関する基準を改正すること。

## 食品における栄養表示の根拠となる数値の見直しについて（報告書）

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会  
新開発食品調査部会 新開発食品評価第三調査会

平成17年4月

## 1 検討事項

### (1) NRV (Nutrient Reference Value) の見直しについて

平成11年に策定された『第6次改定栄養所要量--食事摂取基準--』については、その位置づけ、定義等が全面的に見直され、新しく『日本人の食事摂取基準（2005年版）』が策定された（以下単に「食事摂取基準」という。平成17年度から5年間適用。）。これに伴い、『第6次改定栄養所要量--食事摂取基準--』をもとに算出し、食品における栄養表示に用いていた NRV (Nutrient Reference Value) の見直しが必要となった。NRVは、栄養素の機能を表示する食品（栄養機能食品）の規格基準のうち栄養素含有量の基準（下限値）、栄養表示基準に基づき「栄養素が含まれている旨」及び「多く含まれている旨」の表示ができることとされる場合の栄養素含有量の基準（下限値）の算出根拠とされている。

『第6次改定栄養所要量--食事摂取基準--』では、栄養所要量が NRV の算出根拠とされていたが、食事摂取基準では、栄養所要量という指標はなくなった。このため、NRV の算出に当たって、以下の2点についての検討が必要となった。

- ① 推奨量が定められている栄養素については、推奨量を用いてよいか。それとも、推奨量の算出根拠となり、個人の必要量の推定値又は集団の必要量の推定の平均値として定められた推定平均必要量を用いるべきか。
- ② 推奨量・推定平均必要量が定められておらず、目安量が与えられている栄養素は、目安量を用いてよいか。

### (2) 栄養機能食品の規格基準下限値の見直しについて

栄養機能食品の規格基準（下限値）を NRV の 1/3 としていることでよいか検討した。

### (3) 栄養機能食品の規格基準上限値の見直しについて

食事摂取基準の策定に伴い、UL (Tolerable Upper Intake Level) が見直された栄養素について、栄養機能食品の規格基準（上限値）を再計算した。

### (4) その他

栄養素の利用効率について等、栄養表示に関する将来的な検討課題等について整理した。

### 【食事摂取基準に係る用語について】

#### ○推定平均必要量 (Estimated Average Requirement : E A R)

特定の集団を対象として測定された平均必要量から、性・年齢階級別に日本人の必要量の平均値を推定した。当該性・年齢階級に属する人々の50%が必要量を満たすと推定される1日の摂取量である。

#### ○推奨量 (Recommended Dietary Allowance : R D A)

ある性・年齢階級に属する人々のほとんど(97%~98%)が1日の必要量を満たすと推定される1日の摂取量である。原則として「推定平均必要量+必要量の標準偏差の2倍(2 S D)」とした。

#### ○目安量 (Adequate Intake : A I )

推定平均必要量・推奨量を算定するのに十分な科学的根拠が得られない場合に、ある性・年齢下級に属する人々が、良好な栄養状態を維持するのに十分な量である。

#### ○上限量 (Tolerable Upper Intake Level : U L )

ある性・年齢階級に属するほとんど全ての人々が、過剰摂取による健康障害を起こすことのない栄養素摂取量の最大限の量である。

## 2 検討結果について

### (1) NRVの見直しについて

#### ①推定平均必要量を用いることについて

推定平均必要量は、個人の必要量の推定値又は集団の必要量の推定の平均値である。したがって、推定平均必要量が定められている栄養素については、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示についても、推定平均必要量をもとに算定することが適当であると考えられる。ただし、推定平均必要量は性・年齢階級別に値が定められているため、これを人口比・性比により加重平均し、NRVとした（別紙参照）。

#### ②推定平均必要量が設定されていない場合に目安量を用いることについて

推定平均必要量が設定されていない栄養素に対しては、目安量が定められている。目安量は、その定義から明らかなように、推定平均必要量とは異なる理論に基づく指標であり、異なる目的に用いるべき指標である。しかし、これらの栄養素には必要量を示す指標は存在しない。そのため、必ずしも十分な科学的根拠が存在するわけではないが、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示についても、目安量を基準として算定することが適当であると考えられる。従って、これを人口比・性比により加重平均し、NRVとした（別紙参照）。

### (2) 栄養機能食品の規格基準下限値の考え方の見直しについて

栄養機能食品の規格基準下限値は、NRVの1/3と定めている。これは「表示する機能の発現」のために必要な量を設定したのではなく、栄養素がほとんど含有されていない食品が「栄養機能食品」と表示するのは適切でないとの観点から、表示に当たって最低限含むべき量をNRVの1食分相当量として定めたものである。なお、栄養素を含む旨の表示はNRVの15%、多く含む旨の表示が同じく30%以上を含んでいる場合にできることとされている。これは、コーデックス（FAO／WHO合同食品規格計画）の栄養表示の使用に関するガイドライン（GUIDELINES FOR USE OF NUTRITION CLAIMS 1997年）において示された基準にならったものである。その数値の根拠は、米国医学研究所による「1990年代に向けての栄養表示の課

題と方向」と題した報告書(1990年)に示されている。それによると、当該数値は、米国の食品成分表に記載された代表的な通常食品のビタミン・ミネラル含有量と米国の10thRDA (Recommended Dietary Allowances) を比較しながら、健康を維持する上で望ましい食生活にとって有益な情報を提示する観点から検討され、Source (含む旨) の表示の基準を RDI (Reference Daily Intakes) 又は DRV (Daily Reference Value) の10—19%、High (多く含む旨) の表示の基準を RDI 又は DRV の20%以上としたとされている。

つまり、栄養素に関する表示については、機能の表示と含む旨の表示 (多く含む旨の表示を含む。) が別々の理念体系に沿って、それぞれの根拠に基づいて考えられてきたため、結果として機能の表示ができる基準値 (NRVの1/3) と多く含む旨の表示ができる基準値 (NRVの30%) は近接していながら、その関係性は説明できないという状況にあった。

一方、栄養素の機能の表示に関する国際的な状況を見ると、コーデックスにおいては、栄養表示の使用に関するガイドラインにより、「栄養素の機能表示がなされる食品は、食事において栄養素の重要な供給源 (a significant source of the nutrient) であるべきである(7. 2)」とされているところである。また、今般、ビタミン・ミネラルのサプリメントの規格として、コーデックスにおけるビタミン・ミネラルフードサプリメントのガイドライン案 (DRAFT GUIDELINES FOR VITAMIN AND MINERAL FOOD SUPPLEMENTS (At Step 8 of the Procedure))において、少なくとも NRV の 15% を含んでいるものでなければならないこととされている (3. 2)。

これらを踏まえ、栄養機能食品の下限値の考え方を検討したことろ、ビタミン・ミネラルフードサプリメントのガイドライン案の水準である NRV の 15% を採用する案も出された。しかし、これは同時に含む旨の表示ができる場合の下限値でもあるところ、機能表示をするのであれば、単に含む旨の表示ができる食品と同レベルの含有量ではなく、上述コーデックスのガイドラインでも示されているようにある程度高い含有量を設定すべきであるとの意見もあり、多く含む旨の表示ができる食品の栄養素含有量と合わせることとし、NRV の 30% とすることが適当である。

(1) により設定したN R Vに基づき、栄養素の機能を表示する食品（栄養機能食品）の規格基準のうち栄養素含有量の基準（下限値）、栄養表示基準に基づき「栄養素が含まれている旨」及び「多く含まれている旨」の表示ができることとされる場合の栄養素含有量の基準（下限値）を設定した（別紙）。

### (3) 栄養機能食品の規格基準上限値の見直しについて

上限値の算出方法については、従来から『第6次改定栄養所要量--食事摂取基準--』のULや国民栄養調査等の摂取量調査、医薬部外品の最大分量等を参考に設定してきたところであり、今回もこの設定方法を踏襲することとする。従って、食事摂取基準の策定に伴いULが見直された個別の栄養素（銅及びナイアシン）についてのみ検討した。なお、ULは、ビタミンA、E、D、鉄が6歳以上、ナイアシン、ビタミンB6、葉酸、カルシウム、銅、亜鉛が18歳以上の数値を用いた。

#### ① 銅について

ULが9mgから10mgへと見直されたことに伴い、以下のとおり再計算した。

（従前）

UL (9mg) - 摂取量に関する報告の最大値 (3.6mg、文献報告) ÷ 5mg

（見直し後）

UL (10mg) - 摂取量に関する報告の最大値 (3.6mg、文献報告) ÷ 6mg

#### ② ナイアシン（ナイアシン当量として）について

従前はULが設定されていなかったため、単回投与の許容上限摂取量に基づき定めていたが、今般、ULが設定されたため以下のとおり再計算した。

UL (300mg) - 栄養摂取量 (14.8mg) > 医薬部外品の最大分量 (60mg)

### (4) その他

#### ① 栄養素の利用効率等について

同一の栄養素であっても塩や誘導体等の違いによって、活性や吸收といったいわゆる利用効率が異なる場合がある。これらについては、国際的な動向等を踏まえ今後も検討していくこととする。

② たんぱく質について

たんぱく質の栄養価はその由来によってさまざまであるが、良質なたんぱく質が用いられることが望まれる。

③ ビタミンについて

ビタミンの数値は、食事摂取基準に示した化合物量として算定すべきである。

④ NRVの日本語名称について

NRVの日本語名称としては、食品の表示に用いる基準値であることから、「栄養素等表示基準値」が適当である。

NRVに基づき算出された栄養機能食品の上下限値及び栄養表示基準(含む旨等)

(別紙)

栄養素	単位	NRV		栄養機能食品の規格基準(1日当たり摂取目安量の上限値)		栄養機能食品の規格基準(1日当たり摂取目安量の下限値) 基準値の30%			栄養表示 含む旨の表示ができる量 (食品100gあたり) 基準値の15% (たんぱく質10%)			栄養表示 高い旨の表示ができる量 (食品100gあたり) 基準値の30% (たんぱく質20%)		
		現行数値	改定数値 (案)	現行数値	改定数値 (案)	現行数値	基準値 ×0.3	改定数値 丸め後 (案)	現行数値	基準値 ×0.15 (たんぱく質 ×0.1)	改定数値 丸め後 (案)	現行数値	基準値 ×0.3 (たんぱく質 ×0.2)	改定数値 丸め後 (案)
		6歳以上	6歳以上											
エネルギー	kcal	2000	2100											
タンパク質	g	60	75											
脂質	g	50	55											
炭水化物	g	300	320											
ナトリウム	mg	4000	3500											
カルシウム	mg	700	700	600	600	250	210	210	105	105	105	210	210	210
鉄	mg	12	7.5	10	10	4	2.25	2.3	1.8	1.125	1.1	3.6	2.25	2.3
リン	mg	800	1000											
マグネシウム	mg	300	250	300	300	80	75	75	38	37.5	38	75	75	75
カリウム	mg	2000	1800											
銅	mg	1.8	0.6	5	6	0.5	0.18	0.2	0.27	0.09	0.1	0.5	0.18	0.2
ヨウ素	μg	150	90											
マンガン	mg	4	3.5											
セレン	μg	50	23											
亜鉛	mg	10	7	15	15	3.0	2.1	2.1	1.5	1.05	1.1	3	2.1	2.1
クロム	μg	30	30											
モリブデン	μg	25	17											
VA	μgRE	540	450	600	600	180	135	135	81	67.5	68	162	135	135
VD	μg	2.5	5	5	5	0.9	1.5	1.5	0.38	0.75	0.8	0.75	1.5	1.5
VE	mg	10	8	150	150	3.0	2.4	2.4	1.5	1.2	1.2	3	2.4	2.4
VK	μg	55	70											
B1	mg	1	1	25	25	0.3	0.3	0.3	0.15	0.15	0.15	0.3	0.3	0.3
B2	mg	1.1	1.1	12	12	0.4	0.33	0.3	0.17	0.165	0.17	0.33	0.33	0.3
ナイアシン	mgNE	15	11	15	60	5.0	3.3	3.3	2.3	1.65	1.7	4.5	3.3	3.3
B6	mg	1.5	1	10	10	0.5	0.3	0.3	0.23	0.15	0.15	0.45	0.3	0.3
葉酸	μg	200	200	200	200	70	60	60	30	30	30	60	60	60
B12	μg	2.4	2	60	60	0.8	0.6	0.6	0.36	0.3	0.3	0.72	0.6	0.6
ビオチン	μg	30	45	500	500	10	13.5	13.5	4.5	6.75	6.8	9	13.5	13.5
パンテン酸	mg	5	5.5	30	30	2	1.65	1.7	0.75	0.825	0.8	1.5	1.65	1.7
VC	mg	100	80	1000	1000	35	24	24	15	12	12	30	24	24

タンパク質、脂質、炭水化物は%エネルギーから算出した。